

令和元年度 島根支部業務運営方針及び事業計画

- ・「島根支部業務運営方針」（平成 30 年度～令和 2 年度）（P1）
- ・令和元年度 島根支部事業計画 KPI 一覧表（P2）
- ・令和元年度 島根支部事業計画（P4～）

令和元年 5 月 23 日 令和元年度第 1 回評議会

「島根支部業務運営方針」（平成 30 年度～令和 2 年度）

第 4 期・保険者機能アクションプランを踏まえ、島根支部業務運営方針を以下の通り定める。

基本理念 ～【支部の活動方針】

1. 保険者機能を発揮し、地域社会の発展に貢献する。
2. 活力と緊張感のある組織体制を構築し、働き甲斐の持てる職場風土を確立する。

スローガン ～【職員の行動原理】

1. 加入者ファーストを心掛けます！
2. 職員同士のチームワークを大切にします！
3. 創造性を発揮し、積極的にチャレンジします！

重点推進項目 ～【事業推進の 3 本柱】

1. 「支部事業計画」の効率的かつ効果的な推進
～目標（K P I）を達成しよう～
2. 連携協定締結先との共同事業の推進
～着実に実績を積み上げていこう～
3. 「支部業績評価」の課題対策に向けた計画的な推進
～上位（15 位以内）成績を目指そう～

令和元年度 島根支部事業計画 KPI一覧表（数値目標あるもの、未集計は「－」表示）

1. 基盤的保険者機能関係

令和元年度 島根支部事業計画【KPI】	島根支部平成30年度実績 (直近集計数値)	平成29年度実績	
		島根支部	全国
(2) 効果的なレセプト点検の推進 【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u> とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.366% (3月末時点)	0.353%	0.395%
(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 <small>の施術の申請の割合について</small> <u>対前年度以下</u> とする	0.29% (3月末時点)	0.38%	1.32%
(5) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>97.0%以上</u> とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を <u>対前年度以下</u> とする	①96.31% ②74.35% ③0.053% (①②3月末、③2月末時点)	①96.51% ②76.94% ③0.031%	①90.42% ②57.6% ③0.068%
(6) サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>90.0%以上</u> とする	①100% ②87.1% (3月末時点)	①100% ②85.4%	①99.99% ②86.7%
(7) 限度額適用認定証の利用促進 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84.0%以上</u> とする	78.0% (12月末時点)	77.1%	81.1%
(8) 被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94.0%以上</u> とする	93.7% (11月16日確定)	90.8%	86.6%

2. 戦略的保険者機能関係

令和元年度 島根支部事業計画【KPI】	島根支部平成30年度実績 (直近数値)	平成29年度実績	
		島根支部	全国
(2) i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診実施率を <u>63.0%以上</u> とする ② 事業者健診データ取得率を <u>12.0%以上</u> とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>34.0%以上</u> とする	①59.6% ②11.5% ③29.0% (①4月末、②③3月末時点)	①60.8% ②10.0% ③27.1%	①49.6% ②6.4% ③23.2%
(2) ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率を <u>29.0%以上</u> とする	22.1% (3月末時点)	23.9%	13.2%
(2) iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%以上</u> とする	—	—	9.8%
(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>63.0%以上</u> とする	①39.2% ②63.3% (3月末時点)	①— ②56.2%	①30.1% ②35.0%
(4) ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>80.5%以上</u> とする	80.5% (11月末時点)	77.1%	75.0%
(6) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を <u>100%</u> とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	①100% ②—	①100% ②—	①74.9% ②—

3. 組織・運営体制関係

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。	50% (3月末時点)	100%	29%
---	----------------	------	-----

(注) 赤字：平成 30 年度計画からの変更箇所

青字：K P I（重要業績評価指標）

緑字：支部独自事業

令和元年度 島根支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給による適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。○傷病手当金と障害年金等との併給調整については現行通り、確実に実施する。 <p>(2) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容の各点検を実施する。特にレセプト内容点検については、効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等のシステムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。○点検技術の底上げのための点検員研修の実施、情報の共有化とスキル向上を目的とした点検員会議・勉強会（毎月）の実施、支払基金との定例打ち合わせ会等を実施する。 <p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査手法の検討を行う。また、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。更に、柔整審査会において「面接確認」を実施し、厚生局に情報提供を行う。 <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 各種広報媒体や健康保険委員セミナー等を通じて、無効となった保険証の速やかな回収について繰り返し周知を行う。
- 日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 発生した債権の早期回収のため、文書催告を速やかに実施するとともに、電話や訪問による催告、法的手続き並びに保険者間調整などの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- 交通事故等の原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努めるとともに、医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置を行う。

◆支部独自事業：

・【新規】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』の設置」

医療機関窓口において当該ハガキを受診者へ記入・提出依頼をすることにより負傷原因の早期把握および第三者行為届の確実な届出勧奨を実施可能とする。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を97.0%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(6) サービス水準の向上

- 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事務処理の効率化を図るため、各種広報媒体や健康保険委員研修会等において周知を行う。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の各種申請書に係る郵送化率を90.0%以上とする

(7) 限度額適用認定証の利用促進

○事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

◆支部独自事業：

・【新規】「デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した『適正な医療のかかり方』啓発」

医療機関の待合室に設置されているデジタルサイネージを活用して、「保険証の適正使用」「限度額適用認定証の使用促進」「ジェネリック医薬品の使用促進」を目的としたCM（案内）を放映する。

※1.（9）保険証適正使用の啓発、2.（4）ジェネリック医薬品の使用促進とも関連あり

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

(9) 保険証適正使用の啓発

○資格喪失した保険証の誤使用防止や受診する都度の保険証提示について、加入者や事業主に対する広報を強化するとともに、多受診者や重複受診者に対する受診指導を行う。

○医療機関等の窓口における保険証の資格確認事務に関して、適切な確認を行うよう医療事務従事者研修会などを通じて啓発を行う。

◆支部独自事業：

・【継続】「健康保険医療事務セミナー」

診療報酬支払基金と連携し、医療機関の事務担当者（医科）を対象に健康保険事務及びレセプト請求にかかる周知、情報提供を実施

	<p style="text-align: center;">※ 1. (4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進とも関連あり</p> <p>(10) 的確な財政運営</p> <p>○中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉</p> <p>○事業所単位での健康・医療データの提供については、健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテを提供するとともに、健康宣言事業所数の更なる拡大に向けて注力する。</p> <p>○個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってよりよい仕組みになるように努める。</p> <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>○島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。</p> <p>○「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>※「コラボヘルスの取組」については、⑥健康経営にまとめて記載。</p> <p>◆支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「ウォーキングイベントおよび健康測定イベント」 加入者の健康増進のため、松江・出雲・浜田でのウォーキング・健康測定イベント実施 ・【継続】「健康増進支援サイト『へるし〜まね』の運用」

ITを活用した健康づくり支援を実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：106,937人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 63.0%（受診見込者数：67,371人）
- ・事業者健診データ 取得率 12.0%（取得見込者数：12,833人）

○被扶養者（受診対象者数：26,366人）

- ・特定健康診査 受診率 34.0%（受診見込者数：8,965人）

○健診の受診勧奨対策

- ・特定健診対象者に対し受診機会の拡大を図るため支部独自の集団健診を実施する。また、オプション健診の実施などの付加価値を追加することで受診者数の増加を図る。
- ・特定健診対象者へわかりやすい健診案内パンフレット作成を図る。また、マスメディアを活用し、対象者の受診行動を促す広報も図る。
- ・被保険者が属する事業所の事業主から受診を促すメッセージを発していただくことで受診率向上を図る。

○事業者健診データ取得対策

- ・労働局との連携や、その他関係団体に対する働きかけを行う。
- ・事業者健診データ取得に使用できる同意書一体型のパンフレットを作成し広報に使用する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
- ・【新規】「肝炎ウイルス受検者拡大」
- ・【新規】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」
- ・【新規】「社長メッセージによる特定健診受診勧奨」
- ・【新規】「生活習慣病予防健診プレ広報」
- ・【新規】「テレビCMでの健診受診勧奨」
- ・【新規】「事業者健診データ取得用の同意書一体型パンフレットによる広報」

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 63.0%以上とする

② 事業者健診データ取得率を 12.0%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：14,271人）

- ・ 特定保健指導 実施率 29.0%（実施見込者数：4,139人）
（内訳）協会保健師実施分 21.0%（実施見込者数：2,997人）
アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,142人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：835人）

- ・ 特定保健指導 実施率 6.1%（実施見込者数：51人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。
- ・ 島根県内 3 か所（松江地区・出雲地区・浜田地区）にて被扶養者の特定保健指導対象者に対しダイレクトメールを送付。
- ・ 被保険者の保健指導について、事業所へ案内する対象者名簿への氏名掲載の同意確認を行うための案内兼申出書（共同利用）の作成

◆ 支部独自事業：

- ・【新規】「被扶養者に対する特定保健指導の外部委託」
- ・【継続】「共同利用による保健指導（被保険者）の名簿掲載の同意確認」

■ KPI：特定保健指導の実施率を 29.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 25 人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- ・ 重症化予防プログラムの参加勧奨を業務委託により実施し、勧奨の結果、重症化予防プログラムに参加意思を示した

ものは住所地の自治体により実施する。

◆支部独自事業：

- ・【新規】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

○ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勧奨を継続し、また、取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して優遇制度の更なる拡充を図る。

○事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」

健康宣言事業所を対象とした各種出前講座の実施

- ・【継続】「健康測定機器レンタル」

ヘルス・マネジメント認定事業所を対象とした健康測定機器の無料レンタルの実施

- ・【新規】「ヘルス・マネジメント認定制度の認定事業所拡大に向けた事例集の作成」

ヘルス・マネジメント認定事業所の好取り組み事例をまとめた事例集の作成

- ・【新規】「健康保険委員および健康宣言事業所への専用リングファイルの送付」

協会けんぽからの広報誌等を長期にわたって綴ることができるファイルを送付。協会けんぽ島根支部のロゴを入れ、事業所の担当者が交代になってもファイルを渡せば容易に引き継ぎが可能になるようなものを作成する。

※（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進にも関連あり

- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の拡大およびインセンティブ広報」

島根県内に広く周知するため、新聞広告等を利用して健康経営およびインセンティブ制度の周知・普及促進につなげる。

※2.（5）インセンティブ制度の本格導入にも関連あり

※ジェネリック医薬品の使用割合は、平成31年度より国の取扱いに準じ、「医科、DPC、調剤、歯科」における使用割合に変更。これまでは「調剤」のみ。

【参考】平成30年6月分使用割合

①「調剤」のみ

島根78.5%、全国76.3%

②「医科、DPC、調剤、歯科」

島根76.1%、全国73.2%

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

○広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの結果を踏まえた広報計画を策定する。

○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に向けて努める。

○健康保険委員を対象としたメンタルヘルス対策及びジェネリック使用促進セミナーを開催する。また、セミナー受講後に、健康保険委員同士の意見交換会を実施する。

■KPI：

①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を63.0%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

○支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。

○個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。

◆支部独自事業：

・【新規】「お薬手帳カバー（しまねっこ版）送付による若年層への啓発事業」

0歳～14歳の若年層に対して啓發文書およびお薬手帳カバーを送付することにより、医療費適正化につながるジェネリック使用を案内する。また、若年層の関心を引くように「しまねっこ」デザインを用いる。

・【継続】「ジェネリック医薬品利用促進シール（しまねっこ版）による利用促進」

島根県と連携し、「しまねっこ」を掲載したジェネリック医薬品使用促進シールを作成

若年層をメインターゲットとして配布予定

■KPI：島根支部のジェネリック医薬品使用割合※を80.5%以上とする

(5) インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉

○新たに平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

◆支部独自事業：

・【新規】「インセンティブ制度の広報ポスターの作成」

インセンティブ制度のポスターを事業所に掲示依頼し、保険料引き下げへの啓発を行う。

・【新規】「web広告を利用したインセンティブ制度広報」

インターネット検索サイトにバナー広告を掲載し、協会けんぽのホームページに誘導する。

・【新規】「事業所アンケートの実施」

インセンティブ制度の5つの指標に関する内容を中心に、事業所の実態調査を実施する。また、健康経営についての意識調査についても同時実施。

※2.(2)iv)健康経営(コラボヘルスの推進)にも関連あり

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉

i) 意見発信のための体制の確保

○医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率100%を維持するため、関係機関との連携を図る。

ii) 医療費データ等の分析

○協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。

○包括協定を締結した島根大学と連携して分析を行うことで、地域における意見発信の効果をより高める。

iii) 外部への意見発信や情報提供

○地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

○医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

■KPI：

	<p>① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>○ 移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を実施していくとともに、支部内の部門間連携を強化し、業務の効率化等の状況も踏まえ、必要に応じた業務体制の見直しを行う。</p> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <p>○ 本部による評価者研修などの内容を支部内で確実に共有し、支部職員の実態に即した効果的な評価制度の運用を実施する。</p> <p>(3) ○ J T を中心とした人材育成</p> <p>○ ○ J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のため、支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活発化させる。</p> <p>(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討</p> <p>○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させていく。</p> <p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>○ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。</p>